

子ども手当の支給について

子育て支援課

1 事業概要

(1) 支給対象者・支給対象者数

0歳から15歳までの子どもを養育する生計中心者

対象児童数 53,689人(平成21年12月現在)

※ 児童手当受給者 36,492人(0~12歳)

(約23,000世帯)

新規申請対象児童数(13~15歳、所得制限により児童手当を受給できなかった者) 17,197人(約13,000世帯)

(2) 支給方法

①対象児童の属する世帯の生計中心者宛て、口座振込により支給。振込は、年3回(平成22年度は6月、10月、2月)、ただし、各月に随時払いによる支給も行う。

②公務員については所属庁から支給される。

③申請猶予期間(平成22年9月30日まで)に申請があった場合は、4月分から支給する。ただし、新規申請対象者以外の方の申請は申請の翌月からの支給開始となる。

(3) 新規申請対象世帯(所得超過等の理由で児童手当を受給していなかった世帯及び新中学2年生、中学3年生の児童を養育している世帯)の申請状況

- 平成22年5月24日現在、6,593世帯から申請書が区に到達。そのうち、3,248世帯分について、書類不備がなく資格要件を満たしている。

(4) 外国人が海外に居住する子どもを監護する場合の取扱いについて

- 厚生労働省から指示されている確認方法の例

少なくとも年に2回以上の面会していることをパスポートに記載された出入国記録により確認する。親と子どもの間で生活費、学資金等の送金が概ね4ヶ月に一度は継続的な送金が行われていることを送金通知、現金書留控等により確認すること等である。

※ 海外に居住する子どもを監護する世帯からの申請数 9世帯11人

(平成22年5月24日現在)

(5) 周知

- ・ 広報かつしか5月15日号（区ホームページ、5月7日更新）
- ・ 広報かつしか7月5日号、9月5日号
新規申請対象者の申請猶予期間（平成22年9月30日）の告知、未申請者への申請勧奨

(6) 給付事業スケジュール等

6月10日	子ども手当支給（口座振込）定例払い
6月17日、6月24日	新規申請対象世帯に支給
9月30日	新規申請対象世帯の申請猶予期間終了
10月	第2回子ども手当支給
平成23年2月	第3回子ども手当支給